

## 箕面ラグビースクール規約

- 第1条 (名称)  
1988年に創設された本スクールの名称を箕面ラグビースクール(以下、「MRS」という)と称す。
- 第2条 (目的)  
MRSは以下の目的を持って「より良いスクール」「より良いラグビー」を目指し、スクール生の指導・育成にあたる。  
①ラグビーを通じて体力の向上を図る。  
②ラグビーの楽しさを教える。  
③ラグビーを通じて「自主性」「思いやり」「協力の精神」「フェアな心掛け」「我慢強さ」等を育てる
- 第3条 (活動)  
MRSは前条の目的を達成するため一年度を1期として次の活動を行う  
①ラグビーの練習  
②府下及び近隣のスクールとの交流試合  
③合宿等の野外活動  
④その他、MRSの目的を達成するために必要な活動
- 第4条 (構成)  
MRSは以下により構成される  
①スクール生  
②指導員(コーチ)  
③スクール生の保護者
- 第5条 (スクール生の対象)  
MRSのスクール生は幼児、小学生、中学生を対象とする
- 第6条 (スクール生の入校資格及び手続き)  
1.所定の入会申込書を提出し、別途定める会費(入会金・年度会費)を納入し所定のスポーツ安全保険に加入した者。  
但し(1)各年度の継続は入会費を除いて同様とする  
(2)年度途中の入会者は上半期は全納、下半期以降は入会金を除いて月割りとする。  
なお、既納の会費は返納しない。  
2.スクール生の保護者が一家庭ごとに保護者会に入会した者。
- 第7条 (指導員の資格及び義務)  
1.指導員はMRSの目的及び活動に賛同し、幹事会で承認された者とする  
2.指導員は別途定める年度会費を納入し、所定のスポーツ保険に加入しなくてはならない  
3.指導員はコーチとしてスクール生の指導に当たると共に運営委員としてスクールの運営に参画しなくてはならない。  
4.指導員はスクール生に対する指導方法・安全管理の方法について常に勉強研鑽に励まなくてはならない  
5.指導員はスクール生に対する自主的活動について、スクール代表または副代表に事前に届け出をしなくてはならない

## 第8条 (保護者の役割)

1. スクール生の保護者は一家庭単位で別途定める会費を納入の上保護者会へ入会するものとする。なお、この会費は保護者会が管理する。
2. 保護者会はスクール保護者相互の親睦を図ると共に出来る範囲でスクール運営に協力するものとする。  
但し、保護者への協力依頼、行事等への参加は決して強制するものではない
3. 保護者は必要に応じてスクール生の健康状態等について適宜指導員へ報告しなくてはならない。
4. 保護者会には別途定める役員を置く

## 第9条 (運営費及びその用途)

1. MRSの運営費には第6条1項及び補助金、寄付金、その他をもってあてる。ただし、合宿等の行事に必要な費用は別途指導員・保護者が負担し、別会計とする。
2. MRSの運営費は次に掲げる用途に使用する
  - ① 保険の加入
  - ② 用具の購入
  - ③ 交通費、通信費、事務費、慶弔見舞
  - ④ 第3条で定めた活動に必要な経費
  - ⑤ その他、幹事会において必要と認められた費用
3. MRSの予算は会計担当者が立案し、運営委員会に報告する。
4. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし会計監査を受け運営委員会承認後、保護者会に報告をする。

## 第10条 (組織・運営:役員会)

1. MRSには運営委員＝指導員の中から次の役員を置き役員会を構成する
  - (1) スクール代表 1名  
運営委員長としてスクールを代表する
  - (2) スクール副代表 2名  
運営副委員長として委員長を補佐すると共に、一名は主に名簿等管理を担当し、他の一名は主に対外交渉を担当する
  - (3) 会計 1名
  - (4) 会計監査 2名
  - (5) 顧問 若干名  
顧問は指導員経験20年以上で60歳を超えた者より、スクール代表が委嘱する。
2. 役員任期は2カ年とするが再任は妨げない。ただし、任期途中で支障が出た場合はその限りでない。
3. 改選時の次期役員選任はスクール代表が他の役員と相談し、スクール代表が委嘱する。
4. 役員会の開催はスクール代表が発議し逐次開催する

**第10条の2** (組織・運営:幹事会)

- 1.MRSは前項の役員のほか各学年主任及び各委員会委員長により幹事会を構成する
- 2.役員を除く幹事の任期は1年とするが再任は妨げない。
- 3.幹事となる各学年主任及び各委員会委員長の選任は各構成員の互選とし、スクール代表が委嘱する。
- 4.幹事会は2ヶ月に1回開催し、その間に発生した課題及び当面のスケジュール等について協議する。なお、幹事会に他の運営委員が参加することは妨げない。

**第10条の3** (組織・運営:運営委員会)

- 1.MRSは指導員(コーチ)＝運営委員全員により運営委員会を構成する。
- 2.運営委員会には別途定める各種専門委員会を設置する。なお、各種委員会の設置・廃止については役員会で協議し、スクール代表が決定する。
- 3.運営委員は何れかの学年担当を担うと共に別途定める何れかの委員会に所属しスクール運営にあたる。
- 4.次年度の運営委員の学年担当及び所属委員会は前年度末の運営委員会で協議し、スクール代表が委嘱する。
- 5.運営委員会は年1回年度末に開催し、前項担当・所属を協議すると共に、会計報告を承認する。

**第11条** (保険等)

- 1.スクール生及び指導員はスクール指定のスポーツ安全保険に加入する
- 2.保険加入の費用は全額スクール負担とする
- 3.MRSはその活動中の障害・事故等については、第1項のスポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

**第12条** (慶弔見舞等)

慶弔見舞等についてはスクール代表が他の役員と協議し決定する。

**第13条** (規約の改定)

- 1.本規約の改定については運営委員の発議により幹事会で協議し、スクール代表が決定する。
- 2.改定になった規約はその内容を1か月以内に運営委員及び保護者に伝達する。

**第14条** (その他)

本規約に定め無きことは役員会で決定する。

**附 則**

本規約は2016年9月より施行する。

**補 足**

- < 第6条1項関連 > 別途定める会費
- ① 入会金 2,000円/一家庭
  - ② 年度会費 10,000円/人
- < 第7条2項関連 > 別途定める年度会費
- ① 2,000円/年度

< 第8条4項関連 > 別途定める役員

- (1) 保護者会代表 1名
- (2) 保護者会副代表 1名
- (3) 保護者会会計 1名
- (4) 保護者会会計監査 1名
- (5) 各学年役員 1~2名/学年

< 第8条5項関連 > 別途定める会費

1,000円/家庭

< 10条の3-3項関連 > 別途定める委員会

- ① 安全委員会
- ② 用具委員会
- ③ コーチング委員会
- ④ レフリー委員会
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ 渉外委員会
- ⑦ 合宿委員会

### MRS組織概念図

